

金融法基本用語事典

編集代表

森 泉 章

編集委員

土 屋 哲 司

岡田威眞雄

田 代 正 次

後 藤 昌 夫

大成出版社

〔編者紹介〕

森泉 章

1928年 長野県に生まる
1951年 東北大学法学部卒業
現 在 青山学院大学法学部教授
法学博士

主 著 「団体法の諸問題」 (一粒社)
「判例利息制限法」 (一粒社)
「公益法人の研究」 (勁草書房)
その他多数

金融法基本用語事典

昭和56年12月10日 第1版第1刷発行

定価 2,500円

送料 250円

編 者 森 泉 章

発行者 箕 浦 正 良

発行所 (株) 大 成 出 版 社

本社 東京都世田谷区羽根木1-7-11

〒156 電話 (03) 321-4131代

© 1981 森泉章

印刷 佐藤印刷

落丁・乱丁はおとりかいたします。

2033-92055-4311

は し が き

本事典は、「実務と学習の手引」の目的をもって書かれたものである。

本事典は、森泉ゼミOB陣の執筆よりなる。こととして教職歴30年を迎えるが、この間、静岡大、福島大、青山学院大の民法ゼミを巣立ったOBは200名を超える。

OB諸君達は、各職場でそれぞれ活躍しているが、どうしためぐりあわせか金融機関に就職した者が圧倒的に多い。こうした事情があって、わたくしが赴任以来、金融機関に勤務する在京のOB有志が集まって、「森泉ゼミOB金融法研究会」をつくり、共同で勉強する場をもった。研究会終了後は、学生時代の思い出を語りながら盃をかたむけるのも楽しみの一つであった。その際、だれとなく、ゼミの25周年記念事業を行なおうといい出して、あれこれ相談しているうちに、だれかが永く残るものにしたいといい、その結果、まとまったのが自費出版による本事典の刊行企画であった。わたくしは躊躇を覚えた。たとえ自費出版によるにせよ、執筆者は、それぞれの仕事では有能であるにしても、原稿執筆については経験の浅い者ばかりで、活字にすることは心許なかったからである。

しかし、事典をゼミ史の記念碑にしたいという若い者の熱意には勝てなかった。そこで早速、編集陣を整えそれぞれ責任分担を決めた。編集者には、土屋哲司（大成火災・静岡大）、岡田威眞雄（中小企業金融公庫・福島大）、田代正次（東洋信託・福島大）のほか、研究会のメンバーである後藤昌夫（弁護士・東北大）があたることになった。執筆には金融機関に勤務する者を中心に、できるだけ多くのOBに依頼することにした。信託については畏友松嶋泰氏（弁

護士)にとくに基本項目についてだけお願いすることにした。

全員に執筆依頼をしたのは、53年1月であった。原稿はわたくしと4名の編集者が目を通すことにした。

ところで、問題は出版社であった。こんなときに、ふだん親しくしている大成出版社にこうした事情を説明したら、心よく引き受けてくれた。誠に感謝のいたりであった。

すべてが予定どおり運び、原稿が送られてきたが、原稿は企画どおり、われわれ編集者がなん日も合宿して目をとおした。それは、くたびれる面倒な仕事であった。

難産ではあったが流産することもなく、こうして陽の目を見ることができたのは、誠に喜ばしいかぎりである。まさに森泉ゼミOBの心意気というべきであろう。本事典が学生諸君や金融実務に携わる人たちのよき伴侶として、愛読されれば望外の幸せであるし、また、所期の目的どおりゼミ史の記念碑たらんことを祈りたい。本事典の不備な個所は、今後、OB全員で補っていききたいと思っている。なお、これを機縁に、ゼミナリステンOBの交流をますます深めその親睦をえたい。

本事典の公刊にあたっては、絶えず暖い援助の手をさしのべてくれた松嶋泰氏には深甚の謝意を表したい。本事典の作成についての事務連絡等は、田村洋平(安田信託・青山大)、皆木延廣(日本信託・青山大)があたった。手塚宣夫(青山大学院生)と米田歌子(青山大学院生)は校正その他を手伝ってくれた。

本事典の刊行を心よく引き受けてくれた大成出版社社長箕浦正良氏、種々労を煩わせた企画部の清水敏教氏、柴誠一郎氏、これらの方々の御厚意に対して厚く御礼申し上げたい。

1981年9月15日

信州・鹿教湯温泉つるや旅館にて

森 泉 章

凡 例

1. 基本方針：本書は、銀行・生保・損保等の金融機関の業務に携わっている方々の実務処理上の手引の狙いをもつとともに、大学の法・経・商学部の学生にとつても活用できるものとした。
2. 用語の選定：金融機関等において日常使用されている法律用語と実務用語のなかから基本的な用語を厳選し、各用語の解説は、単に形式的な叙述にとどまることなく、実務との関連をも配慮しながら解説した。
3. 法令等の略記：本文で掲示の法令名は、有斐閣小文法の略語表により、別表のとおりとした。
4. 本書で参照した主要参考文献は、一括して末尾に掲げた。
5. 事項索引は、基本項目についてはゴシック番号で示した。
6. 銀行法等の改正について：昭和56年6月に改正され、近く施行される銀行法等の特別法については、できるだけ改正点についてもふれることにした。なお、予定されている特別法の主要な改正点は、つぎのとおりである。

銀行法の全部改正等について

1. 新銀行法の概要

経済社会情勢の変化に対応して、銀行の健全経営を確保し、国民経済的社会的に要請される銀行の機能の適切な発揮に資するよう銀行制度の整備改善を図るため、現行銀行法（昭2，法21）を全部改正する新銀行法が成立し、昭和56年6月1日公布された（法59）。同法の施行の日は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定めることになっている。

新銀行法の主な内容は以下のとおりである。

- (1) 目的規定の新設(1)
- (2) 業務の範囲に関する規定の整備（10～12）

銀行の本業につき規定するとともに、附随業務として10項目を例示したほか、公共債に関する証券業務を営みうることを明示した。

(3) 同一人に対する信用の供与の制限（いわゆる大口融資規制）の規定の新設（13）

(4) 休日・営業時間の弾力化（15）

将来の週休2日制等に弾力的に対応するためのもの

(5) 営業年度の半年から1年への延長（17）

(6) ディスクロージャー（企業内容の開示）規定の整備（20・21）

貸借対照表等の公告のほか、業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧制度を設けた。

(7) 外国銀行支店等に関する規定の整備（47～52）

2. 銀行法の全部改正に伴い、関連法律について所要の整備を行なうため、「銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、新銀行法と同時に公布された（法61）。一部を除き、新銀行法の施行の日から施行される。

この法律の施行により、貯蓄銀行法および銀行法等特例法は廃止され、また関連法律について銀行法の改正内容に準じた所要の規定の整備等がなされる。

(別表)

法令名略語表

【い】			法律
意匠	意匠法	商	商法
【か】		商登	商業登記法
海運	海上運送法	証取	証券取引法
会社更生	会社更生法	証取令	証券取引法施行令
仮登記担保	仮登記担保契約に関する法律	商標	商標法
貸信	貸付信託法	新案	実用新案法
ガス	ガス事業法	信託	信託法
【き】		信託業	信託業法
企業担保	企業担保法	信託業則	信託業法施行細則
供	供託法	【す】	
拒絶	拒絶証書令	水道	水道法
銀行	銀行法	【せ】	
金利	臨時金利調整法	税徴	国税徴収法
【け】		税特措	租税特別措置法
刑	刑法	【そ】	
兼営法	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律	倉庫	倉庫業法
【こ】		【た】	
小	小切手法	建物保護	建物保護ニ関スル法律
航空	航空法	担信	担保附社債信託法
公質	公益質屋法	【ち】	
公衆電通	公衆電気通信法	地稅	地方稅法
工抵	工場抵当法	長銀	長期信用銀行法
国鉄	日本国有鐵道法	著作	著作権法
【し】		【て】	
地震保險	地震保險に関する法律	手	手形法
自治	地方自治法	電気	電気事業法
質屋	質屋營業法	電電	日本電信電話公社法
自賠	自動車損害賠償保障法	【と】	
借地	借地法	道運	道路運送法
住公	日本住宅公団法	道公	日本道路公団法
出資取締	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する	投信	証券投資信託法
		特許	特許法
		【に】	
		日銀	日本銀行法
		【は】	

破	破産法
【ふ】	
不登	不動産登記法
不登則	不動産登記法施行細則
【ほ】	
放送	放送法
保険	保険業法
保険則	保険業法施行規則
保険募集	保険募集の取締に関する法律
【み】	
民	民法
民執	民事執行法
民訴	民事訴訟法
【ゆ】	
有	有限会社法
【り】	
利息	利息制限法
【ろ】	
労基	労働基準法
【わ】	
和	和議法

1 金融機関

金 融 機 関

医療金融公庫 医療金融公庫法（昭36・法95）に基づき設立された全額政府出資の特殊法人たる政府金融機関。本公庫は、国民の健康な生活を確保するに足る医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置およびその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であって、一般の金融機関が融資することが困難なものを、代わって融資することを目的とする機関である。融資のための資金は、資本金のほかは政府からの借入金に限られている。（M・G）

外国為替公認銀行 外国為替業務を営むことについて、「外国為替銀行法」により大蔵大臣の免許を受けた株式会社形態の金融機関および「外国為替及び外国貿易管理法」により大蔵大臣の認可を受けた銀行の両者を総称して外国為替公認銀行（略称「為銀」（ためぎん））という。現在、都市銀行および長期信用銀行の全部、地方銀行の大半、相互銀行の一部およびわが国に支店をもつ外国銀行等が、為銀として外国為替業務を営んでいる。なお、為銀のうち、「外国為替銀行法」により大蔵大臣の免許を受けたものをとくに外国為替銀行または外国為替専門銀行といい、現在、東京銀行のみがこれにあ

たる。外国為替銀行は、主として、外国為替取引を営むが、一般銀行と同様、預金の受入、内国為替等の業務も営むことができる。しかし、貸出業務については、輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付、手形割引、債務保証または手形引受に限定されている。（M・G）

環境衛生金融公庫 環境衛生金融公庫法（昭42・法138）に基づき設立された全額政府出資の特殊法人たる政府金融機関。本公庫は、国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係営業について、衛生水準を高め、および近代化を促進するために必要な資金で、一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難であるものは融資することにより、公衆衛生の向上増進に資することを目的としている。（M・G）

擬制（みなし）銀行 銀行は、受信業務と与信業務とを併せ行なうところにその特質があり、銀行たりうるのは両業務をともしに行なわなければならないが、銀行法は、とくに、営業として預金の受入れをなし、与信業務は行なわない者も銀行とみなしている（銀行1）。これを擬制（みなし）銀行と呼んでいる。これは、受信業務のみを行な

ギンコウ

う者に対しても銀行法の適用範囲を広げ、預金者の保護を図ろうとするものである。擬制銀行の実際上の存在は予定されていない。なお、昭和57年5月31日までに施行される新銀行法においても現行法と同様の規定がある（新銀行3）。（M・G）

銀 行 銀行取引、すなわち金銭または有価証券の転換を媒介するため、資金の需要者と供給者との間に立って、自己の名をもって両者と取引をなすのを業とする者のことをいう。したがって、銀行は、信用を受ける受信業務と信用を与える与信業務の両者を併せ行なうところに特質を有する。銀行法は、①預金の受入と金銭の貸付または手形の割引とを併せなすこと、②為替取引をなすこと、のいずれかの業務を営む者を銀行と定義している（銀行1）。銀行法の定義する銀行を形式的意義における銀行と呼び、前述の実質的意義における銀行と区別する。両者は、だいたい同義であるが、銀行法は営業として預金の受入をなす者と与信業務を行なわない者も銀行とみなしている（擬制銀行、銀行1）。なお、昭和57年5月31日までに施行される新銀行法においても現行法とほぼ同様の定義規定がある（新銀行2・3）。

銀行には、銀行法の規制を受ける銀行で、受信業務は主として預金により、与信業務は主として手形割引または貸付により短期の信用を与える普通銀行のほか、長期信用銀行（預金の受入に代えて債券を発行して設備資金または長期運転資金の貸付をなす）、外国為替銀行（外国為替取引および貿易金融をなす）、相互銀行（普通の銀行業務のほか一定期間を定めその中途また

は満了のときに一定金額の給付をなすことを約して掛金を受け入れる相互掛金業務を行なう）等の特殊銀行（特別銀行）がある。これらの銀行はいずれも大蔵大臣の営業免許を受けなければならない。（M・G）

銀 行 券 わが国唯一の発券銀行である日本銀行が、日本銀行法に基づき発行する強制通用力を有する貨幣を銀行券（日本銀行券）という（日銀29）。日銀は、銀行券について兌換の義務は負わないが、発行の裏付けとして、同額の手形、国債、地金銀等の保証物件を保有しなければならない。銀行券の発行限度は、大蔵大臣が閣議を経て決定する。銀行券の種類と様式は、大蔵大臣が定めるが、現在は、1万円、5000円、1000円、500円、100円、50円、10円、5円、1円の9種類である（ただし、100円以下の新規発行は停止中）。（M・G）

金 融 資金の融通のことをいう。すなわち、遊資を保有している者が、金銭を現在必要とする者に対し、将来における返還を約束して、金銭を利用させる行為のことである。したがって、金融とは、信用を付与する与信行為ということができる。金融が存在することによって、収入のワクを超える支出を必要とする者に対し遊資を振り向けることが可能となるという意味において、金融は、経済活動の成長拡大に重要な役割を果たしている。

金融は、種々の観点から分類できるが、まず消費者金融と企業金融とに分けることができる。消費者金融とは、耐久消費財の購入等で消費者の家計に所得の不足が生ずる場合の資金の融通の

ことをいい、企業金融とは、設備資金、運転資金等の企業に不足する資金の融通のことをいう。つぎに、金融は、直接金融と間接金融とに分類できる。直接金融とは、社債や株式の発行等によって、借主が貸主より直接に受ける資金の融通のことであり、間接金融とは、貸借の当事者の間に金融機関を通す方法による資金の融通のことをいう。金融機関は、遊資を抱えている者から預金を受け入れ、これを融通資金にあてることによって、信用を媒介とした金銭の流通転換に大きな役割を果たしており、わが国においては、間接金融が大きな比重を占めている。さらに、金融には、返済期間が1年以上の長期金融と、1年未満の短期金融とに分類できるほか、国内金融と国際金融とに分けることもできる。(M・G)

金融機関 与信および受信行為を直接の目的とする業務を営み、信用を媒介とした金銭の流通転換をなす者のことをいう。資金の融通、すなわち、遊資を保有している者が金銭を現在必要とする者に対し、将来における返還を約束して金銭を利用させることを金融というが、遊資を抱えている者と金銭を現在必要とする者の間に立って、遊資を預金として受け入れ、これを資金として融通する者が金融機関である。このように、貸借当事者間に金融機関が立つ金融を間接金融というが、間接金融を行なう者のことを金融機関ということもできる。ところで、与信および受信行為を目的とする業務のことを銀行業務といい、これをなす者を銀行という。したがって、銀行は金融機関の代表例である。金融機関は、その組織・業態から種々のものが多数あ

り、融資の目的、融資資金調達方法、融資期間、融資先企業の規模等の経済的機能から、あるいはその法的形態から、分類がなされている。なお、金融機関の語は、必ずしも与信および受信行為を業務とする者に限らず、さらに広く用いられる場合があり、この場合には保険会社や証券会社も含まれることになる。すなわち、保険会社は、受け入れた保険料等の資金の運用として貸付をなし、証券会社も、株式、社債の引受、売買等を通じて企業の資金の需要を充たしているからである。金融機関の語が何を指すかについて、法律によっては定義しているものもある(たとえば、金利1①)。(M・G)

金融機関の種類 わが国の金融機関は、その組織・業態が非常に複雑で、数も多いが、これを分類するにも種々の基準がある。通常は、中央銀行(日本銀行)、政府金融機関および民間金融機関の3種に分類して論じられることが多いが、さらに以下のような分類がなされている。①経済的機能による分類 この分類の中にも種々のものがあり、②融資の対象業種による分類(商業金融が普通銀行、貿易金融が外国為替銀行・日本輸出入銀行、農林漁業金融が農協・漁協・農林中央金庫等)、③融資資金調達の方法からみた分類(銀行券の発行による日本銀行、債券の発行による長期信用銀行等、預金の受入による普通銀行等、政府の財政投融资による日本輸出入銀行等)、④融資期間による分類(長期金融機関として長期信用銀行・政府関係金融機関、短期金融機関として普通銀行等)、さらに⑤融資先企業の規模による分類(大企業金融機関として普通銀行・外

国為替銀行等、中小企業庶民金融機関として相互銀行・信用金庫・公庫等）などがある。

以上の分類は、分類の基準からいって相互の限界が明確なものでない。そこで限界を明確にするものとして、②法的形態による分類がなされている。これによると、金融機関は、④公企業として法人の形式によるもの（日本開発銀行・日本輸出入銀行・各種公庫）、⑤公私混合企業または私企業の形をとるもの（特殊法人としての農林中央金庫・商工組合中央金庫、協同組合組織の信用金庫・労働金庫・信用協同組合・農業協同組合等、株式会社組織の銀行・長期信用銀行・外国為替銀行・相互銀行）、さらに⑥政府特別会計（独立の法人ではないが、政府の特別資金・特別会計として、資金運用部資金・簡易生命保険および郵便年金特別会計・産業投資特別会計など）に分類される。（M・G）

金 融 法 金融機関の機構および業務活動に関し、一般の民商法の規定を具体化ないしは修正補充する特殊法規を金融法という。すなわち、金融という取引行為は、消費貸借、消費寄託、委任等の契約の形をとるが、これらの契約自体は一般規定として民法の債権法が定めるところである。また、金融取引に附随する担保についても民法が担保物権法として一般に規定している。したがって、金融法においては、これらの債権法や担保物権法が、金融取引という特殊な場面でのどのように修正され補充されているかの点が直接の対象となる。また、金融取引においては、その取引をなす主体も問題になるが、この取引主体である金融機関は、

通常は商法にいう商人にあたり、株式会社組織をとることが多い。商人ないしは株式会社については、商法が一般規定として存在している。したがって、金融法においては、商法の規定がどのように修正補充されているかの点が直接の対象となる。このような意味での金融法として多数の法律が存するが、これらは民商法を修正補充する規定もあるが、業務の監督に関する行政法的な取締規定が多い。したがって、金融取引に関しては、成文法のほか、商慣習法あるいは約款・約定書が重要となっている。なお、金融法の語は、広義には、一般の民商法を含めて金融機関の機構および業務活動に関する法規一般をさすために用いられることもある。（M・G）

公営企業金融公庫 公営企業金融公庫法（昭32・法83）に基づき設立された全額政府出資の特殊法人たる政府金融機関。本公庫は、水道、交通等の公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。本公庫は、融資資金調達のため、公営企業債券を発行することができる。

（M・G）

公開市場操作 中央銀行が、不特定多数の者で構成される公開の債券や手形の市場において、売買の操作を行ない、市中の金融の調節を図る措置を公開市場操作（オープン・マーケット・オペレーション）という。中央銀行が

手形や債券を売れば(売オペ)、市中の資金は中央銀行に吸収されるため、貸出は抑制され、金利は高くなる。これに対し、中央銀行が手形等を買えば(買オペ)、中央銀行の資金が市中に放出されるため、貸出は促進され、金利は低くなる。公開市場操作は、このような金融市場のメカニズムを操作することによって金融政策を遂行しようとするもので、公定歩合操作、準備預金制度とともに金融政策の中心的手段となっている。ただ、わが国の場合は、債券の公開流通市場が未発達のため、日銀と金融機関の間で相対で債券が売買されるなど、いまだ厳密には本来の公開市場操作が行なわれているとはいえない状態である。(M・G)

公定歩合 中央銀行である日本銀行は、市中の金融機関に対して手形割引と有価証券などを担保とする貸付を行なっているが(日銀20)、その際の手形割引歩合および貸付利子歩合(利子率)を一般に公定歩合と呼んでいる。公定歩合は、わが国の金利体系の中で中心的地位を占めている。公定歩合の決定・変更は、日本銀行政策委員会によって行なわれ(日銀13ノ3)、公告されることになっている(日銀21)。公定歩合の上下は、日銀の金融政策の方向を示すとともに金融機関のコストにも影響を与えるので、公定歩合を上下させることにより市中の金融機関の貸出が抑制されたり促進されたりすることになるため、公定歩合の操作は、準備預金制度、公開市場操作とともに中央銀行がなす金融調節の有力な手段となっている。(M・G)

国民金融公庫 国民金融公庫法(昭

24・法49)に基づき設立された全額政府出資の特殊法人たる政府金融機関。本公庫は、庶民金庫および恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行なうことを目的としている。この目的を達成するため、本公庫は、大蔵大臣が定める計画および指示に従い、生業資金および進学資金の小口貸付の業務を行なう。本公庫は、直接貸付とともに市中の金融機関を通じて代理貸付を行なっている。貸付のための資金は、資本金の他は政府からの借入金に限られており、債券の発行や預金の受入は認められていない。なお、本公庫の業務の特定事項について議決をなし、ならびに大蔵大臣の諮問に応じ、公庫の運営に関する重要事項について意見を述べるため、大蔵省に国民金融審議会が置かれていたが近年廃止された。(M・G)

財政投融资 政府は、郵便貯金、保険等によって集めた資金を財源として民間等に対し投資、融資を行なっているが、このような政府の金融活動を財政投融资という。財政投融资の財源は、郵便貯金を主体とする資金運用部資金、簡易生命保険資金、政府保証債、借入金、産業投資特別会計によっている。政府は、これらを財源として、政府金融機関を通して民間に融資し、あるいは特別会計、公社、公団等へ直接融資している。財政投融资は、産業の充実、貿易の促進、あるいは生活基盤の充実を目的として行なわれているが、その規模は、一般会計予算の5割近くに達し、弾力的に運用することが可能なため、景気政策の重要な手段と

もなっている。

(M・G)

資金運用部 国庫内の勘定科目の一つ。旧大蔵省預金部を前身とする。政府直営の金融機関ともいべき作用を営む。資金運用部は、郵便貯金、厚生年金、政府特別会計の積立金・余裕金等の預託を受け、これを国債・金融債の引受、国・地方公共団体・公社・公庫・公団への貸付などに向けている。資金の預託、運用は、資金運用部資金法(昭26・法100)に基づいて行なわれる。資金運用部資金の運用について、大蔵大臣は、毎年、運用計画を定め、これを資金運用審議会に諮ることになっている。また、資金運用部資金の運用の収支を経理するため資金運用部特別会計が設けられており大蔵大臣がこれを管理している。国は財政投融資として、出資、貸付、債券の引受などの金融活動をしているが、資金運用部の資金は財政投融資のための財源の中心的役割を果たしている。(M・G)

質屋 質屋営業法(昭25・法158)に基づき質屋営業を行なう庶民金融機関。質屋営業とは物品を質に取り、流質約款を付して金銭を貸し付ける営業のことをいう。流質が認められる点が質屋営業の特徴であるが、流質期限は3ヵ月経過後であることを要する。質屋営業をなすには、各都道府県公安委員会の許可を受けることが必要である。なお、公益質屋法(昭2・法35)に基づき市区町村または社会福祉法人は質屋営業とほぼ同様の事業をなすことができるが、これを公益質屋という。(M・G)

住宅金融公庫 住宅金融公庫法(昭

25・法156)に基づき設立された全額政府出資の特殊法人たる政府金融機関。本公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設(住宅の用に供する土地の取得および造成を含む)に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的としている。本公庫の業務のうち貸付の決定以外のものは、市中の金融機関に委託して行なうことができる。貸付のための資金は、資本金のほかは原則として政府からの借入金に限られ、預金の受入も認められないが、主務大臣の認可を受けて住宅金融公庫財形住宅債券および住宅金融公庫宅地債券の発行ができることになっている。主要な貸付先は、個人、地方公共団体、地方住宅供給公社、開発業者等である。(M・G)

住宅金融専門会社 住宅金融を専門に扱う会社。主として長期の個人向けの住宅ローンを扱う。近時、銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などが共同出資して数社の住宅金融専門会社を設立している。住宅金融専門会社は、最近、伸びが著しい住宅金融の需要に応ずるため、多数の金融機関が結集することにより長期で安定した資金の供給を可能とするとともに、能率的な事務処理をなすことを目的として設立されたものである。(M・G)

準備預金制度 市中金融機関の預金等の一定割合を日本銀行に無利息で強制的に預けさせる制度を準備預金制度という。準備預金制度に関する法律(昭32・法135)に基づき、昭和34年から実施されている。対象となる金融機関は、普通銀行のほか外国為替専門銀行、